

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
50	B	地方に対する規制緩和	産業振興	農村産業法における人口要件の緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める農村地域につき、人口20万人以上の市であっても人口流出が著しい地方都市については農村地域の対象とするなど、人口要件を緩和すること	人口26万人の福井市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、農工団地の整備ができず、結果的に企業進出が進まない。	企業進出が増加し、地方での就労機会が拡大することによって、特に若者の都市への転出が減少する。	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(第2条)、同法施行令(第3条)	農林水産省	福井県		秋田県 ○人口31万人の県内市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、結果的に企業進出が進まない。
66	B	地方に対する規制緩和	その他	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。 そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	財政支援に関して、対象要件を緩和することにより、自治体の積極的かつ円滑で迅速な回収・処理につながる。	災害関連緊急大規模漂着漁木等処理対策事業(農林水産省、国土交通省)	農林水産省、国土交通省	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	別紙あり	八戸市、福島県、石川県、豊橋市、京都府、宮崎県 ○現状では市職員と市費で対応できる範囲の漂着物のみ。要件緩和が成されていれば将来的に対応困難な事案が発生した場合に本市も活用できる可能性が高まる。 ○港湾、漁港の漂着ごみについては、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の採択基準に達していない場合、単独費での対応となる。 ○現在、同様の支障は生じていないが、災害が発生した場合、迅速な回収・処理が必要となることから、制度改正の必要性があると認識している。 ○本県においても、台風等による漂着物が補助要件に届かず、補助制度が活用できなかった。そのため、県単独予算で処理を行ったが、予算の関係上、年度内に全ての漂着ゴミを処理することができなかった。豪雨等の災害時に大量に発生する県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。このような海岸等の漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上、事業実施主体毎の事業費200万円であることなど対象要件が高く設定されている。本県においては、サーフィン等による海岸の利用が活発であり、海岸漂着物に対する処理要望も多い中、たびたび施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかったことがある。漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っているため、事業の要件を緩和していただきたい。 ○当県においても豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県が回収・処理した事例がある。そのため、今後豪雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県等が回収・処理することが考えられ、財政支援に関して、対象要件の緩和は必要であると考ええる。なお、令和元年度に海岸漂着物対策推進地域計画を策定したことから、環境省の地域環境保全対策補助金(海岸漂着物対策推進事業)の交付を受け、漂着物の処理を実施します。
89	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	都道府県が管理する国有地に関する通行認可	都道府県が旧農地法第78条の規定により管理する国有農地等のうち、道路状になっている等について、住民の通行を法的に可能とする制度の創設。	旧農地法に基づき県が管理する国有農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公共の用に供されている公衆用道路であると確認して通行している例が散見されている。現在の制度上、一般住民が自由に通行できるようにするためには、使用者に対する転用貸付を行うか、市町村等へ譲与する必要があるが、住民が応じるケースはほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れるための条件を満たしていないといった理由で譲与を断られるケースが多い。また、国有農地等の処分にあたっては、財務省へ引き継いだ後、売り払い等の手続きを行うという制度となっているが、財務省においても、引き受け後の処分先の見地がつかない財産については引継ぎを受けてくれないというのが実情となっており、処分も進まない状況となっている。 よって、一般住民の通行については「不法占用」扱いとなってしまうため、それを防止するために進入禁止柵の設置等を行わなければならないが、地元住民の生活に支障が出てしまうことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	転用貸付・売り払い・譲与以外の手法により、地元住民の無償での通行を法的に認めることができるようになれば、住民の利便性の向上が期待できる。 また、法的に通行を可能にする際に、その条件を付すことで、(管理瑕疵)責任の所在(有無)を明らかにすることができる。	平成21年改正前の農地法(旧農地法)第78条	農林水産省	宮城県		岩手県、大阪府 ○過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を検索する際に、裁決書本体が検索対象外であるため、参照したい裁決事例までたどり着くのに相当の時間を要している。 ○開拓遺跡に穴があき、修繕が必要な場合、国からは、あくまで風通しとしての管理であるため、舗装修繕は不可とされている。実質生活道路として活用されている国有地については、住民サービスの一環として市町村が管理することが望ましいと判断するが、市町村からは、市町村道としての受入条件(権限ほか)を満たしていないため、譲与を断られるケースが多い。一方、財務省へ引継ぎ処分するためには、市町村が引き継ぐ等の活用先が確保されている必要があるため処分が進まない。結果として、都道府県が、処分もできず、十分な維持管理ができないまま、管理している状況がある。都道府県が管理する国有地のうち、実質生活道路として活用されている土地について、市町村道としての規格に満たない場合でも、市町村に引き継ぐことができるような制度改正を求める。また、市町村に対しては、当該国有地を引き継ぎ管理していくことが可能となる財政的支援を求める。市町村に引き継ぐまでの間、アスファルト舗装も含めた修繕も維持管理上可成とし、その財源も国費で担保することを求める。

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
129	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良法手続きの簡素化	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続きについて、耐震に係る事業以外の地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	昨今の豪雨災害が頻発する中、湛水防除事業等の農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靱化を推進するため、迅速な対応が求められる。しかしながら、耐震に係る事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必要となっており、排水機場の施設建替事業については、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であるにもかかわらず、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となるため、迅速な対応に支障となる状況にある。土地改良区が申請する施設更新事業等の同意徴集手続きの簡素化が可能となる法制度(法第85条の3)もあるが、土地改良区が管理する土地改良施設もしくは国庫市町村が管理する施設の場合は土地改良施設と一体となって機能を発揮する土地改良施設である必要があり、市町村が管理している排水機場を土地改良区が申請することはできない状況にある。排水機場の更新事業が遅れ、ひとたび豪雨災害によって湛水被害が発生した場合、東海豪雨の例によれば、農地の湛水のみならず宅地・工場なども影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。これらのことから、農家に事業費負担を求めない湛水防除等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。	一	土地改良法85条の2 土地改良法85条の3	農林水産省	大府市		川崎市、上越市、岐阜県、浜松市、愛知県、豊橋市、鳥取県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市	〇本市においても、農業用排水機場が27機場あり、ここ数年続けて、湛水防除事業等による更新事業が進められている。その際の事業申請時においては、土地改良法手続きにより、7ヶ月程度の期間がかり、迅速な対応に支障となっている。 〇昨今の豪雨災害が頻発する中、湛水防除事業等の農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靱化を推進するため、迅速な対応が求められる。しかしながら、耐震に係る事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必要となっており、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であっても、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となり、迅速な対応に支障となる場合がある。排水施設等の更新事業が遅れ、ひとたび豪雨災害によって湛水被害が発生した場合、農地の湛水のみならず宅地なども影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。これらのことから、農家に事業費負担を求めない湛水防除等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。 〇国において「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、ため池等の農業水利施設における緊急な対応が求められる中、農地防災事業における豪雨対策などについても、耐震対策と同様の着手手続きの簡素化が必要であるため。 〇本市では、南海トラフ等の地震に備え、複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修を行うべく、「ため池整備事業(ため池群整備工事)」による土地改良法手続きを進めているところである。この農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靱化を推進するため、迅速な対応が求められる。ため池の決壊防止のための耐震を主要工事とした事業計画であるが、農地防災事業は、耐震対策のみの事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必要となっている。本事業は、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であるにもかかわらず、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となるため、迅速な対応に支障となる状況にある。ため池決壊防止の事業が遅れ、南海トラフ等の地震が発生した場合、宅地や公共施設等への影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。このことから、農家に事業費負担を求めない農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。 〇地元(農家)負担を要しない事業における土地改良法手続きの簡素化の対象事業を広げることが、事務負担の軽減につながるため共同提案に賛同する。 〇近年の豪雨災害が頻発する状況を踏まえると地域の防災減災にもかかる事業なので、法手続の同意省略等により早急に事業計画から実施まで行えるような仕組みにしていきたい。 〇施設の更新事業について、市町村が申請主体となる場合においても一定の要件を満たす場合に同意徴集手続が簡素化されること等、提案市の趣旨については賛同します。ただし、同意徴集を省略する場合は、農家負担が生じない事業に該当する以外にも、施設の更新に該当し新たな負担が生じない(機能増加を伴う)とその分新たな負担が生じる可能性がある)、又は地区の追加が発生しない(土地改良区への加入を要し加入金が生じる可能性がある)など一定の場合に限定されるべきと考えます。 〇農村地域防災減災事業については、耐震にかかる事業以外は、原則、土地改良法(以下「法」という。))に基づく手続きにより事業を実施している。農村地域防災減災事業により排水機場等の施設更新を実施するためには、耐震にかかる事業を除いて、法第3条に基づく資格者の3分の2以上の同意が必要となっている。しかし、近年、農地の所有者や耕作者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑化しており、広範囲な受益区域の同意徴集作業に多くの時間と労力を要し、早期事業着手に支障となっている。土地改良区が管理する施設については、法第85条の3により同意徴集が簡素化できるが、土地改良区以外のものが管理する施設は簡素化できないため、農家に事業費負担を求めない湛水防除事業等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。 〇本市では、平瀬池が日本一の有明海及び河川沿いの低平地帯を中心に排水機場を40箇所設置しているが、供用から30年以上経過した施設を3割削減していることから、適切な管理と計画的な更新が必要な状況にある。なお、本市においても支障事例と同様の状況にあり、防災・減災の迅速な対応は喫緊の課題である。農家に事業費負担を求めない湛水防除等の農地防災事業に限っては、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意徴収事務を要しない法手続きの簡素化により、迅速な対応が可能となる制度が必要。 〇ため池の改修において、耐震対策に係る事業については、同意徴収は必要ないが、豪雨対策を実施する場合、従来通り、3条資格者の同意が必要となっており、耐震と豪雨対策を同時に実施する場合や追加で豪雨対策を実施する場合など、迅速な対応に支障となる。
244	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、並進から予定通知まで1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、詳細な資料の作成が必要となり、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。この点について、農林水産振興を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事象については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。平成27年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での」「解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」とされているが、これは、権限と責任が地方公共団体にないことも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくことが可能となる。	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合	別紙あり	香川県、宮崎県	
247	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等)により府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合			